

香川高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 51 条第 2 項、第 54 条第 3 項及び第 57 条の規定に基づき、香川高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業)

第 2 条 授業は、講義、演習、実験・実習、特別研究及び学外実習いずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第 3 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15 時間の授業をもつて 1 単位とする。
- 二 演習については、30 時間の授業をもつて 1 単位とする。
- 三 実験・実習、特別研究及び学外実習については、45 時間の授業をもつて 1 単位とする。

(履修方法)

第 4 条 専攻科の学生は、開設する授業科目のうち、選択科目の履修にあたっては、年度当初に別紙第 1 号様式による「選択科目履修届」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(定期試験)

第 5 条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によつて評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第 6 条 次の各号に該当する理由により、定期試験を受験できなかつた学生については、事由を証明する書類を添えて、別紙第 2 号様式による「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を受けた学生について実施する。

- 一 病気（医師の診断書がある場合に限る。）

- 二 忌引（学生準則第 15 条による。）
- 三 その他校長がやむを得ない事情と認めた場合
（成績の評価）

第 7 条 学業成績の評価は，その期において実施した試験の成績及び通常の授業における小テストやレポート提出等で評価した成績，出欠状況等を総合して 100 点法で行う。

- 2 学年総合成績の評価は，各学期の成績を総合して行う。
- 3 学年総合成績の評価（100 点法）と評語の関連は次のとおりとする。

ただし，100 点法で評価できないものについては，合格又は不合格の評語を用いることができる。

成績評価	90 点以上	80～89 点	70～79 点	60～69 点	0～59 点
評語	秀	優	良	可	不可

（単位の認定）

第 8 条 前条第 3 項の規定に基づき，秀・優・良・可又は合格に評価された授業科目については，単位を認定する。

（学業成績の記録及び通知並びに証明）

第 9 条 成績の記録は評価で行い，必要がある場合は評語で提示することができる。

- 2 学生に対する成績通知は評価で行う。
- 3 校外に対して発行する証明書は，原則，評語で証明する。

（専攻科の修了認定）

第 10 条 専攻科の単位修得及び課程修了の認定は，専攻科修了認定会議を経て，校長がこれを行う。

（再履修）

第 11 条 単位を認定されなかった授業科目は，再履修することができる。

（他専攻の授業科目の履修）

第 12 条 他の専攻で開設されている専門科目の選択科目の履修を希望する学生は，別紙第 3 号様式による「他専攻の授業科目履修願」を校長に提出し，その許可を受けなければならない。

- 2 前項により修得した単位は，8 単位を超えない範囲で，当該専攻における単位として認定することができる。

(他の大学等で履修した単位の認定)

第 13 条 大学等（放送大学を含む。）及び他の高等専門学校の特攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ大学等の承認を得た上で、別紙第 4 号様式による「他大学等の授業科目履修願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項により修得した単位は、16 単位（教養科目・工学基礎科目 8 単位，専門科目 8 単位）を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、専攻科委員会の議を経て、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な単位)

第 14 条 専攻科の修了に必要な単位数は、62 単位とし、創造工学専攻にあつては教養科目及び工学基礎科目については 16 単位以上、専門科目については 46 単位以上、電子情報通信工学専攻にあつては、教養科目及び工学基礎科目については 14 単位以上、専門科目については 48 単位以上修得するものとする。

2 前項において、必修科目は修得しておかななければならない。

(長期履修学生)

第 15 条 学則第 52 条第 1 項の規定により、計画的な教育課程の履修が認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の年間履修可能単位数は、原則として修了要件単位数を認定された修業年限で除した数の 2 分の 3 を上限とする。

2 長期履修学生が、学則第 52 条第 2 項の規定により、修業年限の変更を希望する場合は、指定する期日までに、別紙第 5 号様式による「修業年限変更願」を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 長期履修学生の履修方法は、当該専攻の担当教員に事前に相談して個別に決定できるものとする。

(雑則)

第 16 条 この規程によるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 3 日から施行し、平成 28 年 2 月 24 日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の専攻科入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

令和 年度 前期 後期 選択科目履修届

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏名 _____

下記の授業科目を履修したいので、お届けします。

授 業 科 目	単位数	担当教員名	備 考

- 注 1 大学等で履修する科目も併せて記入すること。なお、備考欄にその旨明記すること。
- 2 この届は、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

令和 年 月 日

追 試 験 願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記の理由により定期試験を $\left\{ \begin{array}{l} \text{受験できないので} \\ \text{受験できなかったので} \end{array} \right\}$ 、追試験を許可
くださるようお願いします。

記

1. 理 由 (証明書等添付)

2. 試験科目

定期試験月日	試 験 科 目	担当教員名

注 この願いは、所定の期日までに、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

第3号様式

専攻長	特別研究 指導教員

令和 年 月 日

他専攻の授業科目履修願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記の科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

履修科目	担当教員名	備考

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長及び特別研究指導教員の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

第4号様式

専攻長	特別研究 指導教員

令和 年 月 日

他大学等の授業科目履修願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記の科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

履 修 科 目	機 関 名	備 考

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長及び特別研究指導教員の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

専攻長

令和 年 月 日

修業年限変更願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏名 _____

私は、学則第52条第2項の規定により、下記のとおり修業年限の変更を希望しますので、許可くださるようお願いいたします。

記

修業の始期	令和 年 4月 1日
修業の終期	令和 年 3月 31日
修業年数	年間

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。